

都道府県・政令指定都市名	31 鳥取県
--------------	--------

時点:2024年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	地域社会振興部 人権尊重社会推進局 女性応援課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 6 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	鳥取県男女共同参画行政推進会議
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	1990年7月2日 根拠: 鳥取県男女共同参画行政推進会議設置要綱
長 の 役 職	副知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	鳥取県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2001年3月16日
構 成 員	20 人 (女性 11 人、男性 9 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月
名 称	鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画
改定・見直しの予定時期	2026年4月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	2
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	鳥取県男女共同参画推進条例
	公 布 日 (西 暦)	2000年12月26日
	施 行 日 (西 暦)	2001年4月1日
	最 終 改 正 日 (西 暦)	2016年4月1日
	改 正 内 容	第37条「審議会の庶務は、地域振興部において処理する」の項目を削除(最終改正日以前の改正日:2014年1月3日)
改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 0 年 0 月		
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2024年4月1日	2:その他(西暦)
目 標 値	(西暦) 年度まで	%	
根 拠	鳥取県男女共同参画推進条例		
目標設定の対象である審議会等の範囲	鳥取県行政組織規則に定める附属機関のうち、法令・条例により設置が義務づけられているもの		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(60)うち女性委員を含む審議会等数(59)
	延総委員等数(874)	延女性委員等数(387)	女性比率(44.3)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(37)うち女性委員を含む審議会等数(36)
	延総委員等数(511)	延女性委員等数(223)	女性比率(43.6)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(31)うち女性委員を含む審議会等数(31)
	延総委員等数(429)	延女性委員等数(183)	女性比率(42.7)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(9)
	延総委員等数(59)	延女性委員等数(28)	女性比率(47.5)
目標値以外の目標設定			
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1 有の場合、1. 公表 2. 非公表
	人材名簿が有る場合	掲載人数	56 人 (2024 年 4 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1
		そ の 他	()

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日	2:その他(西暦)										
管理職総数		女 性 管 理 職 の 内 訳											
	(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職			
				(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)	
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	(D)	(%)	(E)	(F)	(%)	(G)	(H)	(%)	
本庁	計	319	55	17.2	20	6	30.0	72	12	16.7	227	37	16.3
	うち一般行政職	262	55	21.0	18	6	33.3	56	12	21.4	188	37	19.7
支庁・地方事務所等	計	290	99	34.1	6	1	16.7	37	6	16.2	247	92	37.2
	うち一般行政職	188	42	22.3	0	0		21	2	9.5	167	40	24.0
全体	計	609	154	25.3	26	7	26.9	109	18	16.5	474	129	27.2
	うち一般行政職	450	97	21.6	18	6	33.3	77	14	18.2	355	77	21.7
再掲	警察関係	72	4	5.6	0	0		20	0	0.0	52	4	7.7
	教育委員会	62	22	35.5	0	0		9	1	11.1	53	21	39.6

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	505	109	21.6	615
	うち一般行政職	408	101	24.8	414	150	36.2
支庁・地方事務所等	計	643	280	43.5	923	404	43.8
	うち一般行政職	405	159	39.3	389	165	42.4
全体	計	1,148	389	33.9	1,538	577	37.5
	うち一般行政職	813	260	32.0	803	315	39.2
再掲	警察関係	157	18	11.5	388	54	13.9
	教育委員会	122	75	61.5	139	77	55.4

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	50	11	22.0	62	27	43.5	68
	うち一般行政職	40	11	27.5	57	27	47.4	60	19	31.7
支庁・地方事務所等	計	58	18	31.0	100	53	53.0	105	44	41.9
	うち一般行政職	40	10	25.0	67	33	49.3	66	21	31.8
全体	計	108	29	26.9	162	80	49.4	173	63	36.4
	うち一般行政職	80	21	26.3	124	60	48.4	126	40	31.7
再掲	警察関係	16	1	6.3	14	3	21.4	6	2	33.3
	教育委員会	4	1	25.0	18	13	72.2	12	5	41.7

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○	○				○	◎			○	
課長補佐相当職	○	○				○	◎			○	
係長相当職	○	○				○	◎			○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	717	90	12.6
昇格試験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	323	176	54.5
うち上級	238	116	48.7
うち一般行政職	161	90	55.9
うち上級	130	66	50.8
うち警察関係	42	17	40.5
うち上級	22	9	40.9

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	鳥取県職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	第2条 職員は、人事企画課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2024年4月1日	2:その他(西暦)
---------	-------------	-----------

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)	
	うち女性数(人)	女性比率(%)	うち女性数(人)	女性比率(%)
57	8	14.0	14	7.1

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設定

Table with 4 columns: Name, Location, Management/Operation, Staff, Main Business. Includes details for '鳥取県男女共同参画センター'.

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

Table with 4 columns: Name, Location, Fund/Basic Assets, Donor. Includes details for '鳥取県男女共同参画センター'.

2つある場合

Table with 4 columns: Name, Location, Fund/Basic Assets, Donor. Includes details for '鳥取県男女共同参画センター'.

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

Table with 4 columns: Question, Answer, Network Name, Membership. Includes details for '鳥取県ジェンダー平等をすすめるネットワーク'.

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

Table with 2 columns: Question, Answer. Lists activities like '担当者連絡会議の開催'.

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

Table with 2 columns: Question, Answer. Lists training activities for staff.

女性職員の研修受講への配慮

Table with 2 columns: Question, Answer. Lists considerations for female staff training.

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

Table with 4 columns: Item, 2023 Budget, 2024 Budget, Remarks. Shows budget breakdown for gender equality.

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

Table with 2 columns: Item description and '項目の設定' (Setting of item). Items include public works bid qualification, procurement bid qualification, and various evaluation methods.

↓ (具体的に実施している内容:○)

Table with 5 columns: Item description, 問14-1, 問14-2, 問14-3, 問14-4. Lists specific implementation measures like 'えるぼし' certification, gender equality plans, and childcare support.

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

Table with 3 columns: Description of registration/certification/award system, '企業の登録・認定・認証制度' (Company registration/certification/award system), and '企業の表彰制度' (Company award system).

Table with 2 columns: Name of the registration/certification/award system and Name of the award system. Includes '鳥取県輝く女性活躍ハワーアップ企業登録制度' and 'イクボス・ファミボス宣言企業表彰'.

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

Table with 2 columns: Status of establishment (1. ある, 2. 現在は無いが、今後検討する) and specific names of the systems like '女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的な名称'.

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

Table with 2 columns: Description of data collection/publication and '公表主体' (Publishing body). Includes '鳥取県男女共同参画マップ' and details on periodicity and responsible departments.

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・①SNSによる情報発信 ・②イクボス・ファミボスの好事例の発信 ・③ワーク・ライフ・バランス推進のための情報発信・普及啓発 ・④女性ロールモデル発信事業 ・⑤アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消に向けた普及啓発事業	①ホームページ、Facebookを活用した講座情報等の提供。 ②イクボス・ファミボスに取り組む企業の優良事例を地元紙等で広く発信する。 ③働く女性を取り巻く環境が共通する山陰両県が連携して、「男性の家事・育児・介護参画」を当たり前のこととして捉える社会全体の機運及び企業風土を醸成するため、ワーク・ライフ・バランスの実践を促すための情報発信・普及啓発を実施する。 ④働く場における女性の活躍をサポートし、自由な職業選択や職域拡大、リーダー育成のための取組のひとつとして、女性がキャリアプランを描けるよう県内で活躍する女性ロールモデルを新聞等で紹介する。 ⑤啓発ツールの作成、活用等を通じ、「男性は仕事・女性は家庭」等の固定的性別役割分担意識の解消を促す。	②6社 ③4社 ④5者	①随時 ②11月頃 ③11月以降 ④6月以降 ⑤随時
2. 表彰 ・イクボス・ファミボス宣言企業表彰	イクボス・ファミボスの優れた取組を実施している企業を表彰する。	6社	11月頃
3. 講座 ・①「生活も仕事も」ととのうセミナー ・②企業経営者向けトップセミナー ・③男女共同参画推進人材育成事業 ・④相談スキルアップ講座 ・⑤女性リーダー育成セミナー ・⑥女性の参画が少ない分野への就業を促進するための講座 ・⑦男女共同参画・女性活躍に係る次世代の育成 ・⑧女性活躍推進に向けた課題対応研修	①誰もが家庭・地域・職場のあらゆるところで、自分らしく、よりよく、暮らせる社会の実現を目指し、個人・多様な形態の家庭においてそれぞれが家事・介護、子育て、仕事のワークライフバランスを図り、女性のキャリアアップ、男性の家事・育児や介護への参画等の促進につなげるためのセミナーを開催する。 ②持続的な企業成長を実現するため、男性の育休取得が重要であることを企業経営者等に認識していただくためのセミナーを開催する。 ③男女共同参画を推進するキーパーソンとなる人材を育成するため、知識やスキルなどの向上を目指すためのセミナーを開催する。 ④相談業務、支援業務にかかわる相談員、担当者、民生児童委員等に対し、男女共同参画の視点を踏まえた相談業務の質の向上を図るための講座を開催する。 ⑤各企業における女性リーダーの育成のため、管理職、中堅、全職位を対象に女性社員等を対象としたキャリア形成、キャリアアップに資するセミナーを実施する。 ⑥女性の参画が少ない情報・情報分野において女性の就業が進むよう、女性に対して当該分野の仕事への理解や認知の拡大を図るための講座を実施する。 ⑦女性の入職が少ない分野で働く県内の女性を講師として学校に派遣するなど学校における自発的取組を支援し、児童・生徒の男女共同参画に関する意識を育てる。 ⑧男女共同参画推進企業の経営者、人事労務担当者向けに女性活躍に資する取組や労務関連制度のフォローアップのほか、多様な価値観、社会の変化に伴う新たな課題に対して理解を深める研修を開催する。	①350人 ②県内経営者100名程度 ③200人 ④90人 ⑤合計95名程度 ⑥20名程度 ⑦10校程度 ⑧100名程度	①令和6年6月、令和7年3月 ②5月27日 ③令和6年10月 ④令和6年7月、9月 ⑤令和6年7月、9月 ⑥4月20日、令和7年3月 ⑦年間を通じて開催 ⑧令和6年11月、令和7年2月
4. 相談事業 ・相談事業	一般相談、専門相談(心の相談、男性相談、法律相談)		通年
5. 情報収集・提供 ・①情報ライブラリー ・②啓発パネル貸出 ・③鳥取県男女共同参画白書 ・④鳥取県男女共同参画マップ	①男女共同参画社会づくりの推進に必要な情報提供を行うため、資料(図書、行政資料、雑誌、映像資料等)を収集し、貸出を行う。 ②市町村、団体、企業等が実施する講演、セミナー等の事業で男女共同参画に関する啓発資料を参加者が見て意識を高めていただくため、啓発パネルを貸し出す。 ③計画に沿った取組や、進捗状況をまとめた年次報告書を刊行。 ④県内市町村の男女共同参画状況をまとめたマップの発行。		①通年 ②通年 ③令和6年9月、令和7年3月 ④令和7年2月
6. 苦情処理 ・鳥取県男女共同参画推進員制度	男女共同参画に関する苦情・不服の申出を審査し、必要と認めるときは県の機関に対して是正もしくは改善の措置を講ずるように勧告または制度の改善を求める意見を公表する。		随時
7. 交流促進 ・女性管理職等ネットワークづくり支援	様々な職種や立場の女性従業員が、キャリアに関する不安や悩み等を相談・共有できる交流の機会を提供し、ネットワークづくりを支援する。	約20名程度	令和6年7月以降 年9回程度
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・①ワークライフバランス講師派遣事業 ・②男女共同参画推進企業認定制度 ・③輝く女性活躍パワーアップ企業、輝く女性活躍スタートアップ企業登録制度 ・④介護等支援コーディネーター派遣 ・⑤働きやすい職場づくり・人材活用促進支援コンサルタント(就業規則等整備支援)派遣 ・⑥育休取得女性のキャリア継続形成支援 ・⑦女性の新たな挑戦支援	①これからの男女共同参画を支える主体となる子育て世代や、会社・地域で経験を積んで責任ある仕事をしているミドル世代の主に男性の有職層に対し、家庭における家事、育児、介護への協働について具体的なイメージを持ってもらい、育児と家事等との両立に向け機運の醸成を図る。 ②性別にかかわらず働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業について、育児・介護など家庭と仕事の両立支援制度の整備状況、男女均等な能力活用等の取組状況等を審査し男女共同参画推進企業として認定する。 ③女性の活躍推進のための自主宣言を行い、行動計画を策定して、女性の管理的地位登用に向けた人材育成や就業継続できる働きやすい環境整備にとり組む企業等を登録し、その取組を支援する。 ④介護離職等をさせない職場環境づくりを推進するため、介護コーディネーター(保健師等)を派遣するほか、企業の総務・人事担当者向けのセミナーを開催し介護と仕事の両立の取組を支援する。 ⑤男女共同参画推進企業等の就業規則の整備促進のため、社会保険労務士を派遣する。 ⑥育休取得女性に対して、円滑な職場復帰と復帰後のキャリア継続形成のための講座を開催する。 ⑦子育て・介護等の様々な事情で就労していない女性に対して、自身のライフスタイルに合わせたやりたいこと(夢や希望)への挑戦を支援し、その後の就業・日常生活・地域活動における本人の主体性や自立性の向上を促す。	④100人程度	①年間10回程度 ②年4回 ③登録は年4回、支援は随時 ④派遣は随時、セミナー開催は7月以降 ⑤随時 ⑥11月以降 ⑦8月以降
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名	鳥取県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。	1	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。	3	
【参考】労働基準法第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合において、	2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。		
	3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。		
	4. 期間の定めはない。		
	出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。	1
2. 産前産後期間を明記した規定はない。			
規 定 名	鳥取県議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	3	
	2. なし		
	3. その他(減額をしない規程あり。)		
規 定 名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
	1 個別の各事由を明記した規定がある。		
	2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。		
	3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。		
	4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産	2		
育児	1		
家族の看護	2		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他			
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	1	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	2	
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。	1	
	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。	○	
	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。		
	3. その他 ()		
規 則 名	鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(行為規範) 第3条 議員は、次に掲げる行為規範を遵守して行動しなければならない。 (2) 自己の利益又は特定の者の利益若しくは不利益を生じさせるため、その地位による影響力を不当に及ぼす行為をしてはならないこと。 (4) 県又は県の関係団体の役員又は職員(以下「県等の役職員」という。)に対し、公正な職務の執行を妨げるため、その地位による影響力を不当に及ぼす行為をしてはならないこと。 (5) その地位を背景に、職務の適正な範囲を超えた言動又は性的な言動により、県等の役職員に対し、精神的又は身体的に苦痛を与えてはならないこと。		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。	1	
	2. 行っていないが、今後、行う予定である。		
	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。		
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。	1	
	2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。		
	3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。	3	
	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	2	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
規 則 名	条文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの

具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等){	}
計画、指針名	鳥取県地域防災計画	
該当部分の規定	(該当部分) 地域防災計画別紙「県の各部局等所掌事務(災害予防対策)」に役割を記載。 女性応援課:男女共同参画の視点を生かした防災及び災害応急対策の総括に関する事。 男女共同参画センター:所掌業務に関連する防災対策に関する事。	

調査時点コード: 1

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2023年4月12日	~	2027年4月11日
副知事				1 人	(女性 0 人、男性 1 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1	都道府県防災会議(会長を含む)	69	28	40.6	
	都道府県防災会議(委員のみ)	68	28	41.2	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	1	5.9	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	1	1	100.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	4	20.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	23	22	95.7	
2	国土利用計画地方審議会				
3	土地利用審査会	7	4	57.1	
4	都道府県交通安全対策会議	25	11	44.0	令和6年6月19日時点
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	29	12	41.4	
7	精神医療審査会	14	6	42.9	
8	都道府県生活衛生適正化審議会				
9	都道府県医療審議会	22	10	45.5	
10	准看護師試験委員会	3	1	33.3	
11	麻薬中毒審査会				
12	地方社会福祉審議会	25	11	44.0	
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	10	50.0	
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5	
15	国民健康保険審査会	9	4	44.4	
16	都道府県農業共済保険審査会				
17	都道府県森林審議会	15	6	40.0	
18	都道府県建設工事紛争審査会				
19	建築審査会	5	2	40.0	
20	都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
21	都道府県都市計画審議会	16	8	50.0	
22	開発審査会	7	4	57.1	
23	私立学校審議会	12	5	41.7	
24	石油コンビナート等防災本部				
25	公害健康被害認定審査会				
26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
27	都道府県児童福祉審議会				
28	地方港湾審議会	10	4	40.0	
29	土地区画整理審議会				
30	教科用図書選定審議会				
31	介護保険審査会	15	6	40.0	
32	都道府県固定資産評価審議会	7	4	57.1	
33	感染症の診査に関する協議会	10	4	40.0	
34	警察署協議会				
35	土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	7	3	42.9	
37	都道府県国民保護協議会				
38	地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
39	市街地再開発審査会				
40	都道府県職員委員会				
41	自然再生協議会				
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
43	後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
44	留置施設視察委員会				
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	15	6	40.0	
46	指定難病審査会	10	1	10.0	
47	小児慢性特定疾病審査会	3	1	33.3	
48	行政不服審査会	5	3	60.0	
49	地域医療対策協議会	27	11	40.7	
50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
51					
52					
53					
54					
55					
	合 計	429	183	42.7	
	女性委員0の審議会数	0			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	2	50.0	
5	公安委員会	3	2	66.7	
6	都道府県労働委員会	15	7	46.7	
7	収用委員会	7	4	57.1	
8	海区漁業調整委員会	10	4	40.0	
9	内水面漁場管理委員会	8	4	50.0	
	合 計	59	28	47.5	
	女性委員0の委員会数	0			